

建築士制度小委員会（第3回）議事次第

日時：平成19年7月27日（金）

13：30～15：30

場所：合同庁舎2号館低層棟共用会議室2A、2B

1. 開会

2. 議事

- (1) 第2回建築士制度小委員会議事要旨の確認について
- (2) 講習制度に関する各委員からのプレゼンテーション
- (3) 講習制度に関する論点整理
- (4) その他

3. 閉会

<配付資料>

- 資料 1 建築士制度小委員会（第2回）議事要旨（案）
- 資料 2 講習制度について（河野委員作成資料）
- 資料 3 設計事務所に所属する建築士の定期講習制度に関する日本建築士会連合会の基本的見解（藤本委員作成資料）
- 資料 4 設備設計一級建築士の講習等に関する意見（牧村委員作成資料）
- 資料 5 建築士制度小委員会への意見（町井委員作成資料）
- 資料 6 講習制度に関する意見（三栖委員作成資料）
- 資料 7 講習制度に関する論点整理
- 資料 8 建築士の定期講習について
- 資料 9 構造／設備設計一級建築士講習等について
- 資料 10 管理建築士講習について
- 資料 11 「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について

参考資料 1 建築士制度小委員会委員名簿

参考資料 2 建築士制度小委員会のスケジュール

参考資料 3 社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）

参考資料 4 建築士法等の一部を改正する法律（法律第一一四号）（抄）講習関連部分新旧対照表

建築士制度小委員会（第2回）議事要旨（案）

日 時：平成19年5月25日（金）10:00～12:30

場 所：国土交通省合同庁舎2号館共用会議室2A・2B

出席者：村上小委員長、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、藤本委員、牧村委員、町井委員、三栖委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 5名の委員より、建築士受験資格の見直しに関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 国土交通省より、建築士受験資格の見直しに関して論点整理の説明があった。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

《学歴要件に関して》

- ・ 建築士として必ず履修すべき科目を厳選し、最低限必要な科目を指定すべき。
- ・ 技術倫理や法令遵守に関する科目を重視する必要。
- ・ 科目名称でなくその内容を、定期的に、確認する仕組みが必要。

《実務経験要件に関して》

- ・ 実務経験要件は、建築士の業務独占である「設計、工事監理」に必要な能力を得る実務に限定すべき。施工管理、積算、教育等の関連する業務だけの経験では、こういった能力は身に付かないことから、「設計、工事監理」に限定すべき。
- ・ 実務経験要件を「設計、工事監理」に限定するのではなく、施工分野、生産分野における実務経験等にも拡げて考えるべき（ただし、施工分野、生産分野に関しても、設計図書に関わる者等に限定する必要がある）。これまで、建築生産の分野で建築士が育成されなくなることは、建築の質の向上の観点からは問題。
- ・ 大学院で実務教育・実務訓練について、実務経験として認めるべき。
- ・ 大工の実務について、実務経験として認めるべき。
- ・ 営繕行政、建築行政の実務について、実務経験として認めるべき。
- ・ 実務経験の証明は自己申告ではなく、責任ある立場の関係者の証明が必要。

《その他》

- 学歴要件、実務経験、建築士試験が三位一体となって改革されるべき。したがって、中央建築士審査会における試験内容の見直しの議論とも、出来る限り情報交換を行う必要。

□ 第3回建築士制度小委員会：講習制度について

2007, 07, 27

(社)日本建築家協会 河野進

1、講習制度の目的

今回の建築士法改正による講習制度の改正は、従来の指定講習に替わる新たな資格の登録更新制度に向けた制度改正と受け止めている。不良不適格者及び設計監理の実務から長らく遠ざかっている資格者を再教育し、不適格者は再登録出来なくなるような実効性のある講習制度として整備すべきである。新たな制度や法律・規則などの制定や、技術革新による新しい工法や材料の開発などに対する知識の習得、あるいは社会環境の変化による職業倫理の涵養など、責任ある専門資格者として学ぶべきことは多い。

2、継続職能研修（CPD）との一体的運用を

日本建築家協会は、国際的にも通用する建築設計者資格として「登録建築家資格制度」を立ち上げ、試行を行っているところである。3年毎の登録建築家の再登録に当たっては継続職能研修（CPD）の必要単位を履修することが義務付けられている。この研修制度の目的は1,の「講習制度の目的」と重なるものであり、諸外国の同種の資格制度でも広く取り入れられている方法である。今回の講習制度を3年に一度の短期的な講習のみに終わらせるのではなく、継続的かつ自発性を持つCPDと組み合わせた、本来の目的にかなう実効性のある制度として整備すべきである。

3、CPDと講習を一体的に運用する新たな機関の立ち上げ

JIAは年間を通じて「建築セミナー」や「プロフェッショナルスクール」などの会員向け、学生向けの教育プログラムを実施する一方、多様かつ広範な領域に及ぶ講演会や建築見学会、新技術講習会などのCPDプログラムを会員向けに運営している。これらの実績を踏まえ、CPDと講習を一体的に運用するNPO法人の立ち上げを準備中である。このNPO法人には関係学会や団体にも広く参加を呼びかけたい。

設計事務所に所属する建築士の定期講習制度に関する 日本建築士会連合会の基本的見解

平成 19 年 7 月 27 日

藤本 昌也

(日本建築士会連合会副会長)

■ 講習・修了考査などについて

1. 講習時間に関して

- ・本講習で、多少時間を増やしたとしても、建築士に必要な知識、技術のすべてを網羅することは難しい。
- ・会場は講習とあわせて行う考査ができるものとするため、椅子だけではなく机を活用可能などとする。
- ・講師の選定にあたって、講習水準を確保するために、合理的な方法を設定する。
- ・会場の確保、講師、担当者の手配など効率よく合理的に行えるためにも、また受講者の過剰な時間的、経済的負担を避けるためにも、講習と考査は原則として 1 日で行えるよう配慮する。

2. 修了考査に関して

- ・本講習は定期的な資質、取り組み姿勢のチェックの場とし、必要な内容の講義を行い、その講義内容に基づく設問による考査をおこなう。真面目に聞いておれば合格できるものとする。
- ・不合格の場合は再受講、再考査とする。

3. 講習内容の水準確保について

- ・講習内容および修了考査設問などの水準は主催者によって異ならないよう、国土交通省が委嘱する機関によって監修、もしくは作成する。

■ 建築士の定期講習と建築士会の指定講習を含む継続能力開発(CPD)との関係について

1. 特定の建築士を対象とする定期講習

- ・建築士事務所に所属する一級、二級、木造建築士は定期的に講習を受講しなければならない。(建築士法第 22 条 2 項)
- ・構造設計一級建築士および設備設計一級建築士は定期的に講習を受講しなければならない。(建築士法第 22 条 2 項)

2. すべての建築士を対象とする「研修」

- ・建築士会は建築士の業務に必要な知識および技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。(建築士法第 22 条 4 項の 5)
- ・建築士会が従来からすべての建築士を対象に行ってきた継続能力開発(CPD)が法第 22 条

4 項の 5 の「研修」に該当する。

・「研修」とされる建築士会の継続能力開発(CPD)は、建築士を取得後常に能力を向上させるために行うものであり、毎年目標とする単位を定めて着実に実施している。

3. 専攻建築士制度との関係

・建築士会の専攻建築士は、専門とする職能を表示するもので、それまでの実務実績および、CPD により定期的に確認し、更新していくものである。

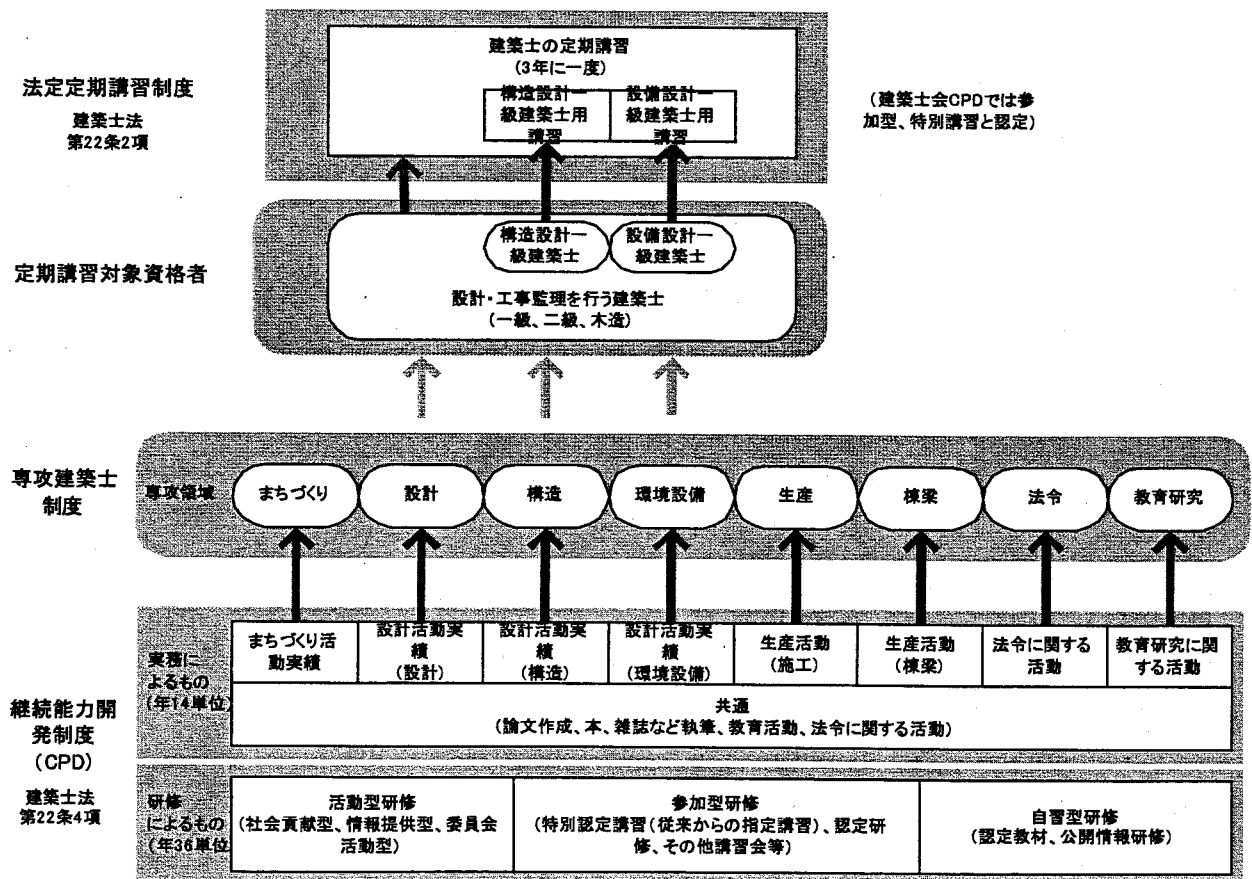
・専攻建築士は設計・工事監理を専ら行う設計専攻を含む 8 つの分野で構成し、すべての建築士の職能の向上を図るとともに建築士会がそれを証明する。

4. 定期講習の CPD における位置付け

・なお、今回新たに設定される法定の定期講習も、建築士の資質向上全体の中でとらえ、従来からの指定講習同様、建築士会の参加型研修の中の重要なもの（取得単位としては時間を 2 倍にカウントできる）と位置付ける。

5. 付図

設計・工事監理を行う建築士及び構造設計一級、設備設計一級建築士を対象とする定期講習とすべての建築士を対象とする建築士会の継続能力開発（CPD）、専攻建築士制度の関係および比較を下に示す。



建築士制度小委員会 — 設備設計一級建築士の講習等に関する意見 —

070727

(社)建築設備技術者協会 会長 牧 村 功

設備設計一級建築士の資格試験となる講習考査で確認する設計能力のレベルは、建築設備士の設計能力と同等以上の高いレベルとすべきである。

その設計能力レベルの確認方法は、 1. 実務経験の確認、 2. 設備設計図書の法適合性証明を行う能力を確認する講習・考査、 3. 建築設備士試験の設計製図に相当する試験、とする。

1. 一級建築士資格取得後の設備設計に係る実務経験の確認方法の提案

- ① 一級建築士資格取得後に実務として行った3件以上の3階建て以上5,000㎡超の建築設備設計の概要書と担当した部分の記述を確認する。
- ② 一級建築士資格取得後に実務として行った上記3件を除く2件以上の建築設備設計の概要書と担当した部分の記述を確認する。
- ③ 上記5件以上の内容を、申請者が所属する建築事務所の管理建築士が証明する。

2. 設備設計図書の法適合性証明を行う能力の確認方法の提案

- ① 設備設計図書が法に適合しているかどうかのチェック能力を習得させるための講習（建築主事の試験を参考）
 - ・ 設備に係る種々の法律の内容習得講習
 - ・ チェック方法の習得講習
- ② 設備設計図書が法に適合しているかどうかのチェック能力を備えていることを確認するための方法（建築主事の試験を参考）
 - ・ 上記習得の確認のための考査として、設計図書を提示して、受講者に法的な間違いを指摘させ、チェック能力を確認する。

3. 設備設計製図の試験の提案

- ① 建築設備士の二次試験（設備の基本計画・基本設計・実施設計）と同等の設備設計能力を確認するための試験
- ② 建築設備士の資格を有する者は、この試験を免除する。

4. 設備設計一級建築士の資格付与手続き

上記3項目の実務経験の確認、法適合性証明の能力習得講習、設備設計製図の試験を経て、能力のある者に設備設計一級建築士の資格を付与する。

5. 構造設計一級建築士の資格付与手続

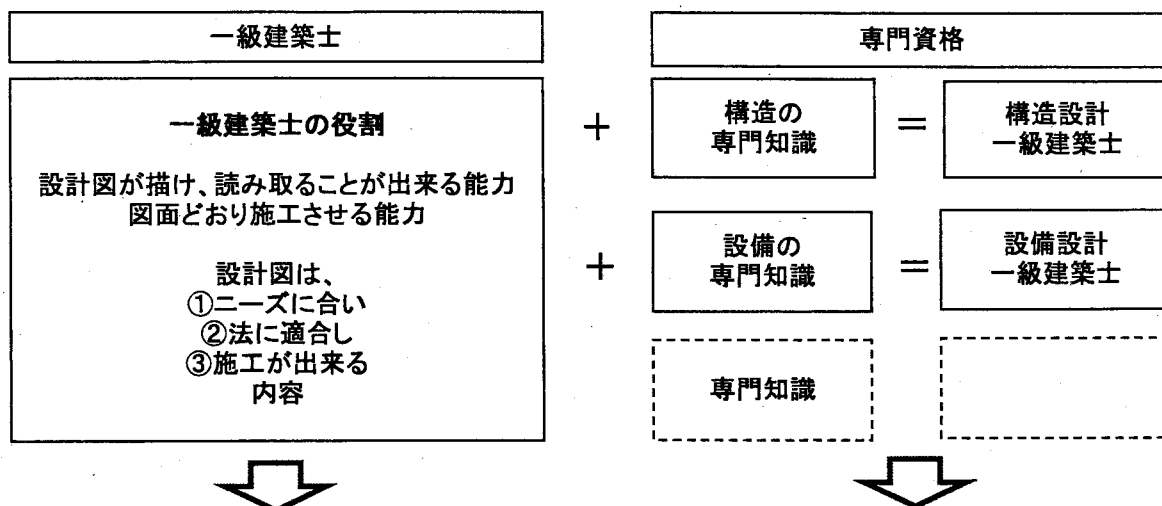
構造設計一級建築士においても、上記提案の設備設計一級建築士の設計能力確認方法と能力レベル設定を同等とすることが望ましい。

以上

建築士制度小委員会への意見

建築業協会 町井 充

1. 一級建築士と構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の役割



2. 講習

項目	一級建築士	専門資格
試験	・社会・発注者のニーズに合い、法に適合し、施工が出来る設計図の作成および読み取る能力について厳格な試験を行う。	—
(登録)講習 + 終了考査	—	・内容は構造・設備における専門知識。 ・構造においては建築構造士・構造適合判定士と同等の内容、設備においては建築設備士と同等の内容 ・構造・設備(登録)講習の実務経験に施工管理を含む ・建築構造士、一級建築士を有する建築設備士および技術士(建設・設備関連分野)は(登録)講習・考査を免除
定期講習	取得時以降で新しく変わった部分を講習。 ・ニーズの大きな変化(少子高齢化、安全・安心への関心の高まり) ・新しい計画技術(構工法、環境配慮技術) ・法の変更 ・新しい施工技術(超高強度コンクリート、免震) ・指定機関によるCPDを講習考査の代替とする	同左

3. 一級建築士受験資格

学歴要件	・電気、機械、環境、情報、都市工、農業などの学歴要件を含む	—
実務経験要件	・一級建築士は ①社会・発注者のニーズに合った ②法に適合した ③施工が出来る図面が描けること、そして読める能力があること。そのための厳しい試験が設けられている。また、その能力を前提とした上で専門的能力を付加された構造設計一級建築士や設備設計一級建築士が創設された。 今後も新たな専門能力の受験資格のベースとして一級建築士の存在があり、その受験資格に関しては将来の可能性を広げておくことが必要で、施工系の経験も重要な一角を占めており、受験資格の実務経験要件に施工管理(建築・設備)も認める。 ・同様に、建築主事等建築行政、教育研究者、大工も認める。	—

(建築士制度小委員会)

講習制度に関する意見

平成19年 7月 27日

(社)日本建築士事務所協会連合会

三 栖 邦 博

1. 管理建築士講習について

◆主張のポイント

1. 受講資格の実務経験は、建築士事務所において実施した「設計及び工事監理」並びに建築士法第21条に定める「その他業務」を基本とする。
2. 講習内容は、管理建築士の責務遂行に必要な知識を中心にし、「開設者に代わって行う技術的側面からの事務所運営管理」及び「受託した全てのプロジェクトの統括的な管理」に関する内容とする。

(1) 管理建築士講習に関する日事連の活動等について

- ① 日事連及び各都道府県単位会は、昭和62年から建築士事務所の管理建築士／開設者を対象に「建築士事務所の業務の適正化」に資することを目的に、大臣及び都道府県知事の指定を受けて「建築士事務所の管理講習会」を実施してきた。平成17年3月をもって大臣指定制度は廃止されたが、現在この講習会の多くは、建築士事務所の指導監督権限を有する都道府県知事が、建築士事務所の管理運営の充実を図るための措置として、登録時及び5年毎の更新時に受講を推奨する知事指定の行政指導の形で実施されており、発足時からの累計受講者総数は約31万6千人、近年で年1万6～7千人が受講している。(添付資料1)
- ② こうした活動を展開してきた日事連としては、この度の法改正で、管理建築士の要件として実務経験要件と講習受講が規定されたことは大きく前進したものと受け止めている。ただし、講習が一回限りでありその後の管理建築士の資質の維持・向上のためには定期講習化が必要であるという今後の課題を残している。

(2) 管理建築士講習の実務経験について

- ① 管理建築士の要件が、「建築士として3年以上の設計その他の・・・業務に従事した後、・・・に掲げる講習の課程を修了した建築士」と規定されて、実務経験の確認が受講受付時に委ねられることにより登録講習機関によっては安易な審査になる恐れがある。このため事務所登録時には管理建築士の受講記録を確認するだけでなく実務経験を再確認するなど、事務所登録申請と関連付けた検討が必要である。
- ② 『建築士事務所を「管理」するということは、建築士事務所に依頼された業務が

適正に執行されるよう人的物的環境を整え、その執行状況等を管理することである。』(建築士会連合会発行「建築士法の解説」より)ことから、管理建築士の実務経験要件は建築士事務所において実施した「設計及び工事監理」及び建築士法第21条に規定された「その他業務」とするのが妥当であると考ええる。

- ③ 「建築士として3年以上の設計等の業務」に従事した実務経験の確認については、次のように考える。
- i) 管理建築士に求められる実務経験要件は、本来的には虚偽記載申請を防止して第三者的に確認できることが重要である。
 - ii) しかしながら、このようなシステムが構築されていない状況では、建築士事務所の「管理建築士」に証明させることが妥当であると考ええる。
 - iii) 管理建築士の証明を得ることができない正当な理由がある場合の別の方法も規定する必要がある。
 - iv) 昨今、他の業界では、企業又は企業関係者による経歴詐称や虚偽記載等の不適切な事案が見られることから、本件の実務経験要件の証明について不正を防止するために、虚偽の証明を受けて申請した者、虚偽の証明をした者への罰則等の措置についてもあらかじめ明示し、違反の抑止を図る必要がある。

(3) 管理建築士の講習内容について

- ① 講習内容の検討は、管理建築士の責務の明確化と併せて取り組む必要がある。例えば管理建築士の責務には下記事項が考えられる。
- 1) 実施しようとする業務を適正に行うために必要な事務所の運営体制を技術的側面から明確にし、それらを適切な状態で維持するために開設者に代わって行う事務所運営管理
 - 2) 受託した全てのプロジェクトを適正に実施するための統括的な品質管理
- ② 改正法で定められた講習科目は、「イ. この法律その他関係法令に関する科目」、「ロ. 建築物の品質確保に関する科目」の2科目であるが、講習内容の検討では、属する建築士すべてを対象とした「定期講習」との目的の違いを明確にして検討する必要がある。管理建築士に求められるものは、開設者に代わって行う技術的側面からの事務所運営管理に必要な知識及び受託した全てのプロジェクトの統括的な管理に必要な知識などである。例えば、各科目の講習内容には、下記のようものが考えられる。
- イ. この法律その他関係法令に関する科目 — ①属する建築士や技術者が「技術者倫理や法令遵守」を実践しながら業務を遂行するように指導・監督する立場の者が熟知しておかなければならない「建築士法」「建築基準法」、関係政省令・告示に関する知識習得。②「その他の法令」では、建築士事務所の経営管理及び契約事務に関係が深い法令、法令遵守精神の涵養に役立つ法令、トラブル防止又は適切な苦情対応のために役立つ法令などの知識習得。
- ロ. 建築物の品質確保に関する科目 — ①実施する業務を適正に行うために必要な事務所の運営管理体制を技術的側面から明確にし、それらを開設者に代わ

って適切な状態で維持管理するために熟知しておかなければならない知識の修得。②受託した全てのプロジェクトを統括的に指導監督し全般的な管理を担う立場の者が熟知しておかなければならない知識の習得などである。これらには、「受託業務の進め方と管理」「建築士事務所の経営管理」「業務に関する紛争と予防」などの項目が考えられる。

(4) 管理建築士講習の修了考查について

- ① 管理建築士講習の修了考查は、考查そのものが講習の一環の演習として捉えて、管理建築士として求められる知識を身に付けてもらい、受講したことを確認する程度の内容とすることが妥当であると考え。時間的に余裕のある設問数とし、択一方式を採用する場合には選択肢を少なくするなど、ふり落すことが目的の試験ではないので過度に難しくならないようにする必要がある。
- ② 登録講習機関によって実施する修了考查の難易度にバラツキが出て適正な自由競争を損なう恐れがあるので、公平性・公正性を確保するため、講習及び修了考查の実施状況、合格率などの講習結果の報告を求め、それに基づく監視・指導が円滑に行われるような仕組みを設ける必要がある。

2. 属する建築士の定期講習について

◆主張のポイント

1. 定期講習の目的は、独占業務に携わる建築士の「知識・技術のリニューアル及び倫理意識の高揚」として位置づける。
2. 講習内容は、「設計及び工事監理」に役立つ実践的内容とする。

(1) 定期講習の意義について

- ① 独占業務を行う建築士の資質向上を図り、消費者保護に繋げるために、事務所に「属する建築士」に定期講習の受講を義務化したことは、「設計等」を生業にする建築士とその他の建築士を区別した施策として評価している。
- ② また、建築士の実態の把握と管理及びその資質能力に維持向上につながる建築士免許の登録更新制は残念ながら実現しなかったが、「属する建築士」に定期講習の受講が義務付けられたことは、今後、建築士資格の更新制に道を開く第一歩として意義があると受け止めている。

(2) 属する建築士の定期講習の内容について

- ① 「属する建築士」のみに受講義務がある「定期講習」の目的は、建築士事務所の実務、とりわけ独占業務に携わる建築士の「知識・技術のリニューアル及び倫理意識の高揚」と位置づけ、設計及び工事監理に役立つ実践的内容とすることが重要である。

- ② 改正法で定められた講習科目は、「イ. 建築物の建築に関する法令に関する科目」、「ロ. 設計及び工事監理に関する科目」の2科目であるが、これらの科目の具体的内容は、個々の建築士が独占業務の設計及び工事監理を適正に行うために役立つ、法令・政省令・告示等の改訂情報、新技術・新工法等の最新情報を中心に構成することが重要である。例えば、各科目の内容には、下記のようなものが考えられる。

イ. 建築物の建築に関する法令に関する科目 — ①「建築士法」「建築基準法」及び関係政省令・告示等の近年の改正部分の解説及び建築設計・工事監理に係る「建築関連法規等」の近年の改正状況も解説。②処分事例を含めた罰則規定、処分規定の再認識による法令遵守のモチベーションの高揚など。

ロ. 設計及び工事監理に関する科目 — ①「法改正以外の建築行政や営繕事業又は建築界の設計及び工事監理に関する「新たな動き」について解説。②「設計業務」「工事監理業務」「申請業務」などに関係し業務に役立つ新技術・新工法、新製品等の解説。③トラブル事例に学ぶノウハウの最新情報など。

(3) 定期講習の修了審査について

- ① 修了審査は、管理建築士講習の場合と同様に審査そのものが講習の一環の演習として捉えて、最新情報を理解してもらい、受講したことを確認する程度の内容とすることが妥当である。設問は時間的に余裕のある数とし、択一方式を採用する場合には選択肢を少なくするなど、ふり落とすことが目的の試験ではないので過度に難しくならないようにする必要がある。
- ② 定期講習は多くの機関が参入することが予測されることから、講習機関により実施する修了審査の難易度にバラツキが出て適正な自由競争を損なうことを防ぎ、公平性・公正性を確保するため、管理建築士講習の場合と同様に、講習及び修了審査の実施状況、合格率などの講習結果の報告を求め、それに基づく監視・指導が円滑に行われるような仕組みを設ける必要がある。

以 上

知事指定講習「建築士事務所の管理講習会」実施結果
 (昭和61年8月～平成17年度末までは本講習は大臣指定がなされていた)

平成19年3月31日現在

	建築士 事務所 登録数 (H18年9月末)	昭和61年度 ～ 平成2年度 (第1期) 5年間累計	平成3年度 ～ 平成7年度 (第2期) 5年間累計	平成8年度 ～ 平成12年度 (第3期) 5年間累計	各年度別受講者数 (第4期)					平成13年度 ～ 平成17年度 (第4期) 5年間累計	各年度別 受講者数 (第5期) 平 成
					平 成	平 成	平 成	平 成	平 成		
					13年度	14年度	15年度	16年度	17年度		18年度
北海道	5,829	5,511	6,377	6,550	1,427	1,611	1,229	962	947	6,176	1,346
青 森	1,282	399	787	1,004	203	165	201	128	158	855	174
岩 手	1,386	661	1,274	1,334	287	303	289	239	253	1,371	312
宮 城	2,865	530	901	869	125	183	119	116	141	684	154
秋 田	1,643	1,761	1,969	1,776	345	393	321	242	235	1,536	314
山 形	1,691	623	717	745	130	167	132	132	183	744	218
福 島	2,210	1,991	1,945	2,143	493	527	469	337	380	2,206	435
茨 城	2,857	1,015	2,596	2,818	573	588	518	458	420	2,557	411
栃 木	1,858	519	569	645	163	159	158	128	132	740	181
群 馬	2,320	771	1,608	1,927	397	422	393	276	338	1,826	432
埼 玉	6,257	2,365	2,984	2,005	487	445	310	305	392	1,939	552
千 葉	4,644	925	1,374	2,670	487	630	533	475	608	2,733	570
東 京	18,004	1,148	1,582	1,298	327	360	246	180	237	1,350	445
神奈川	7,645	810	903	953	276	313	254	215	165	1,223	312
山 梨	1,092	429	797	862	205	183	156	176	206	926	187
長 野	3,037	3,337	3,341	3,585	865	852	660	494	594	3,465	777
新 潟	3,005	789	2,027	2,839	643	516	387	393	425	2,364	550
富 山	1,509	765	920	991	221	270	241	151	181	1,064	178
石 川	1,676	1,706	1,810	2,075	579	543	480	412	428	2,442	536
福 井	1,199	559	904	884	186	227	250	179	210	1,052	220
岐 阜	1,967	1,032	1,691	1,995	513	533	495	428	355	2,324	—
静 岡	4,105	2,718	3,917	4,122	968	1,056	870	640	732	4,266	883
愛 知	6,013	6,045	6,159	6,689	1,572	1,469	1,508	1,119	992	6,660	1,524
三 重	1,735	545	1,355	1,517	339	330	338	276	303	1,586	406
滋 賀	1,510	915	1,445	1,432	325	299	262	221	295	1,402	342
京 都	2,628	868	726	640	108	103	116	76	105	508	130
大 阪	8,123	2,284	2,735	3,132	828	810	745	662	531	3,576	617
兵 庫	4,424	1,013	1,483	2,272	526	533	509	385	536	2,489	598
奈 良	1,128	504	584	558	135	110	83	61	88	477	64
和歌山	955	681	897	773	91	132	99	79	107	508	138
鳥 取	665	395	495	610	148	135	127	112	165	687	116
島 根	966	858	1,084	1,069	231	256	217	148	168	1,020	180
岡 山	2,011	1,117	1,622	1,946	404	399	445	345	365	1,958	424
広 島	3,141	1,007	2,567	2,828	500	498	430	278	345	2,051	520
山 口	1,666	1,068	1,654	1,412	272	341	221	129	296	1,259	212
徳 島	1,216	417	678	524	97	102	84	46	87	416	104
香 川	1,613	409	592	588	154	119	88	124	148	633	149
愛 媛	1,593	292	798	930	220	206	136	126	194	882	188
高 知	902	571	911	905	193	211	189	140	156	889	198
福 岡	4,573	1,876	2,475	3,232	677	545	425	438	679	2,764	641
佐 賀	784	417	576	646	193	163	126	145	134	761	156
長 崎	1,199	369	710	838	178	163	168	157	182	848	227
熊 本	1,753	1,308	1,980	1,859	479	493	376	272	351	1,971	342
大 分	1,201	805	985	1,056	258	254	186	183	154	1,035	227
宮 崎	1,587	1,305	1,306	1,305	220	169	158	225	144	916	195
鹿 児 島	1,763	1,491	1,530	1,574	379	356	297	225	329	1,586	514
沖 縄	1,592	418	275	202	22	293	277	160	236	988	280
合 計	132,822	57,342名	76,615名	82,627名	47単位会 92会場 18,449名	47単位会 92会場 18,935名	47単位会 91会場 16,321名	47単位会 86会場 13,198名	47単位会 91会場 14,810名	81,713名	46単位会 83会場 17,679名
登録事務所数		126,543 H2年度末	131,191 H7年度末	135,983 H12年度末						133,275 H17年度末	
受講率		=45%	=58%	=61%						=61%	

講習制度に関する論点整理

[検討に際しての論点（第1回小委員会で提示したもの）]

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために、厳格な修了考査を実施するなど講習の水準を適切に確保するためには、どういった仕組みとすべきか。
 - ・ 講習時間
 - ・ 講習内容、講習教材
 - ・ 修了考査の内容、修了考査が不合格となった場合の措置
 - ・ その他講習の水準を確保するための方策
- 構造／設備設計一級建築士講習に関し、構造設計、設備設計の実務経験の基準はどうすべきか。また、管理建築士講習に関する実務経験の基準はどうすべきか。さらに、その確認方法はどうか。

（注）構造設計一級建築士等の同等認定のあり方については、講習・修了考査制度の議論がまとまった後に検討を行う予定。

1) 基本的枠組みについて

- 全ての講習は、講義と修了考査により行う。
 - ・ 建築士の定期講習
 - ・ 構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習
 - ・ 管理建築士講習

2) 講習水準の担保方策について

- 建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するために厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行う。

（参考1）改正建築士法第10条の28

登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

（参考2）省令等に定める講習事務の実施基準の例

講義時間（又は講習時間）、講義内容（又は講習教材の内容）、修了考査の方式、実務経験審査の方法、修了考査に合格できなかった場合の措置

登録講習機関における講習方法等の比較(国土交通省所管のものに限る)

法律	住宅の品質確保の促進等に関する法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	宅地建物取引業法	建設業法	船舶職員及び小型船舶操縦者法	旅行業法
講習内容	登録住宅性能評価機関の性能評価員になるための講習	マンション管理士の定期講習【5年毎】	管理業務主任者のための登録実務講習	監理技術者講習	海技免許の学科試験を免除するための講習	旅程管理主任者になるための研修
登録法人	(財)住宅リフォーム紛争・処理支援センター	(財)マンション管理センター	(社)高層住宅管理業協会	(株)総合資格、(財)全国建設研修センター等8機関	東京海洋大学等の学校法人	(社)日本旅行業協会等24機関
年間開催回数	1回 (規則30①1回以上) ※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡において約870名	2～3回 (規則42の4①1回以上) ※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡において約3800名	1回 (規則69の6②1回以上) ※札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡において約2600名	随時 (規定なし)	随時 (規定なし)	随時 (規則36②1回以上)
講習日数・時間 (修了調査含む)	4日間 (※規則30②でおおむね27時間の講義時間と科目別の講義時間を規定)	1日間 (※規則42の4でおおむね6時間の講義時間と科目別の講義時間を規定)	2日間 (※規則69の6④、告示で科目別の講義時間(15時間)を規定)	通常1日間 (※規則17の6③で科目別の講義時間(6時間以上)を規定)	随時 (規定なし)	通常3日間 (※規則36③、告示で科目別の講義時間(24時間以上)を規定)
修了調査の有無	あり	なし	あり	あり	あり	あり
修了調査の試験方式(時間、方式、問題数、合格基準等)	○×、記述 60分間	—	○×、選択 70分間 (講習事務規定17条「教材・問題作成委員会」)	登録機関の業務規定により異なる	登録機関の業務規定により異なる	登録機関の業務規定により異なる

建築士の定期講習について

〔講習時間〕

- 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- 従来行っていた建築士法第22条に基づく建築士に対する指定講習（H17年度末廃止）が5年毎に1日間の講習であったこと、今回の建築士の定期講習が3年毎の講習を予定していること、講義内容（後述）からみて、1日間の講習が妥当と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等、②設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- 講義の具体的な内容を登録講習機関の裁量に委ねた場合、一部の法令改正の内容が簡略化、省略されることも懸念されることから、講義内容（項目）を告示等で規定し、講習の水準を担保したいと考えるがどうか。

〔修了考査の方式〕

- 1時間程度、40～50問程度の○×方式の修了考査とする。
- 受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうかを的確に把握できるものとして、○×方式とすることでどうか。
- 講義内容に応じ、バランスよく出題することを担保する必要があると考えるがどうか。
- 講義の内容の理解度を把握することが目的であることから、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みも特に禁止する必要はないと考えるがどうか。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 考査問題作成の透明性・公平性を確保する観点から、こうした機関の設置を義務付けてはどうか。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用・重複使用する

ことを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考查問題をストックさせることとする。

- アメリカの Education Testing Service によるガイドラインでは、ランダム抽出の場合に必要な問題数は、(問題を非公表とすることを前提に) 高レベルの検定試験の場合は出題数の12倍、一般の免許、証明等の場合は出題数の6～8倍とされている。これを踏まえ、例えば、出題数の10倍程度の問題ストックとすることでどうか。

[修了考查に合格できなかった場合の措置]

- 修了考查に合格できなかった者は、再度、講義・修了考查を受けることとする。
- 修了考查に合格しないということは、受講者が講義の内容を十分に理解していないということであり、再度講義を受ける必要があると考えるがどうか。

[その他]

- 建築士の種別に応じた講習が実施されるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとする。
- 複数の建築士資格を保有する場合、時期的・地域的に希望の定期講習が実施されない場合等の対応として、弾力的な取扱いを行うことでどうか。
- 講習教材、修了考查問題、修了考查の合格基準点等を公表することとする。
- これにより、講習水準の比較を容易にし、講習水準が適切に確保されることに資すると思うがどうか。

構造／設備設計一級建築士講習等について

〔講習時間〕

- 3日～4日程度の講習とする。
- 多岐にわたる専門知識全てを短期間の講習で修得することは困難であり、これらは本来、実務経験により修得されているはずのもの。講習時間を長期化させ、受講生の負担を増大させるよりも、むしろ、実務経験審査をしっかりと行ったうえで（実務者として基礎的なことは理解しているとの前提で）必要最小限の講義を行い、修了考査により実務能力を確認することでどうか。
- また、講習終了後、3年毎に構造／設備設計一級建築士定期講習があることも考慮すれば、3～4日程度の講習で十分と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等、②構造／建築設備に関する科目として、設計実務・法適合性確認実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- なお、設計実務・法適合性確認実務については、
 - ・ 構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、
 - ・ 設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- 講習時間の制約等から修了考査については一部で選択制を導入せざるを得ないとしても、講義については概ね全ての範囲に関し行う必要があると考えるがどうか。

〔修了考査の方式〕

- 修了考査は6時間程度とし、設計能力と法適合性確認の能力について、択一式、記述式、図面作成等により判定する。
- 受講者が、構造／設備設計一級建築士として必要な知識、技能を修得したかを判定できるものとして、択一方式、設計製図、記述方式としているがどうか。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を

設置し、行う。

〔実務経験審査の方法〕

- 5年間の構造／設備設計等（補助業務含む）の実務経験に関し、その具体的内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計図書のコピー（概要の分かる簡単な図書）等）を提出する。
- APECアーキテクト・エンジニア、建築設備士試験の実務経験審査を参考に、なるべく詳細に実務経験を提出してもらうことかどうか。
- また、余りに実務件数が少ない場合を排除する観点から、5年間以上の実務経験において「少なくとも構造／設備設計等を行った建築物〇件（うち、構造／設備設計一級建築士の関与が必要となる規模の建築物含む）」と規定することかどうか。

〔修了考査に合格できなかった場合の措置〕

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に係る講義・修了考査を受けることとする。
- 構造／設備設計一級建築士として不足する知識、技能についてのみ、再度、講義・修了考査を受けることかどうか。

〔構造／設備設計一級建築士定期講習〕

- 当初の講習内容を踏まえ、その後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習とする。
- 受講者が、引き続き、構造／設備設計一級建築士として必要な知識、技能を維持しているかを判定できる程度のものとして、1日間の講習とすることかどうか。

管理建築士講習について

〔講習時間〕

- 1 日間の講習とする（講義 5 時間程度、修了考査 1 時間程度）。
- 従来行っていた建築士法第 22 条に基づく管理建築士に対する指定講習（H17 年度末廃止）が 5 年毎に 1 日間の講習であったこと、講義内容からみて、1 日間の講習が妥当と考えるがどうか。

〔講義内容（又は講習教材の内容）〕

- ①関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項、②建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等を講義内容とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

〔修了考査の方式〕（論点は定期講習と同じ。）

- 1 時間程度、40～50 問程度の○×方式の修了考査とする。
- 修了考査の作成及び結果の判定は、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行う。
- 複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることとする。
- 定期講習と同様の考え方で修了考査を実施することでよい。

〔実務経験審査の方法〕

- 3 年間の実務経験内容は、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務。すなわち、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理の業務）とし、その具体的内容を提出する。
- 建築士事務所における実務経験が妥当と考えるがどうか。

〔修了考査に合格できなかった場合の措置〕

- 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。
- 修了考査に合格しないということは、受講者が講義の内容を十分に理解していないということであり、再度講義を受ける必要があると考えるがどうか。

「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について

1. 調査概要

(1) 目的

建築士試験の受験資格要件の改定に向けた検討の参考資料として、建築士試験の受験資格要件を与えられている各教育課程の授業科目の実態等を把握すること。

(2) 調査主体

財団法人 建築技術教育普及センター

(3) 調査方法（予定）

インターネットを利用したアンケート調査

※調査対象の教育課程に対して、事前に調査協力要請文書を送付して実施。

(4) 調査対象（予定）

3,428 課程※

①建築士法第14条に基づき一級建築士試験の受験資格が与えられている全ての課程(615課程)

②建築士法第15条に基づき二級建築士試験・木造建築士試験の受験資格が与えられている
全ての課程(2,813課程)

※①②で重複する194課程を含んでおり、実際の送付先は3,234課程である。

(5) 調査期間（予定）

- | | |
|--------------|---|
| ①調査協力要請文書の発送 | : 平成19年8月7日(火) |
| ②回答期間 | : 平成19年8月10日(金)～30日(木) |
| ③集計・結果のとりまとめ | : [一次集計] 平成19年8月31日(金)～9月20日(木)
([二次集計] 一次集計の結果を分析し、二次集計を実施予定) |

(6) 調査項目（案）

- | | |
|----------------|--|
| ①教育課程の概要 | : 学校種別、卒業に必要な単位数、受験資格に必要な実務経験年数、シラバス等の入手方法 等 |
| ②建築に関わる専門科目の状況 | : 授業科目名、単位、授業時間、分類、他課程等設置状況 等 |
| ③建築法規等の授業科目の内容 | : 建築法規・建築行政・職業倫理に関する授業の有無 等 |
| ④要件見直しに対する対応状況 | : 指定科目該当確認手続きへの対応、科目履修状況確認手続きへの対応 等 |
| ⑤回答者の属性 | : 氏名、職名、連絡先 |

2. 調査票の回答イメージ (案)

回答用紙Ⅰ(設問1～3)

設 問		内 容			回答欄	単位
設問 1	課程名称等	(1) 貴校について	学校の名称	ア	〇〇大学	—
			学校種別	イ	1	—
			入学要件	ウ	2	—
			「3. その他」の内容		エ	—
		(2) 課程について	課程の名称	(学部・学群)	オ	工学部
(学科・課程・専攻)	カ			環境工学科	—	
(コース)	キ			建築コース	—	
課程の系統			ク	4	—	
設問 2	基本的事項	(1) 課程定員	1) 課程の 1 学年の定員	ケ	15	名
			2) コース制の場合、学科全体の 1 学年の定員	コ	45	名
		(2) 課程の設置年度 (西暦)	サ	1985	年度	
		(3) 課程の修業年限	シ	4	年間	
		(4) 卒業するために必要な専門科目の最低単位数	単位制を採用していない課程は卒業に必要な最低授業時間数	セ	—	時間
			(5) 授業時間 1 時間の実時間換算	ソ	90	分間
		(6) 受験資格	1) 一級建築士試験の受験資格の有無	タ	1	—
			「有」の場合の必要な実務経験年数	チ	2	年
			2) 二級・木造建築士の受験資格の有無	ツ	1	—
			「有」の場合の必要な実務経験年数	テ	0	年
		設問 3	シラバス等の入手	(1) 「カリキュラム」に関する資料の公開	インターネット上での公開の有無	ト
「1. 公開している」場合の公開URL	ナ				http://www.***.ac.jp/**.html	—
「2. 公開していない」場合の資料の入手方法	ニ				—	—
(2) 「シラバス」に関する資料の公開	インターネット上での公開の有無			ヌ	1	—
	「1. 公開している」場合の公開URL			ネ	http://www.***.ac.jp/**.html	—
	「2. 公開していない」場合の資料の入手方法			ノ	—	—

回答用紙Ⅱ-1(設問4)

お願い) 分類欄は、設問用紙P4の「建築専門科目分類表」を参考に、他課程で設置し貴課程で単位取得可能な授業科目も含めてご記入下さい。

番号	授業科目名	注1 必・選	単位	注2 授業 時間	主な内容	注3 分類	注4 授業 形態	注5 他課程 等設置
1	建築数理演習Ⅰ	3	1	30	建築学に必要な数理的手法の概説等	14	—	2
2	建築数理演習Ⅱ	3	1	30	同上及び演習	14	—	2
3	住宅計画概論	3	2	30	住宅設計計画の基礎理論、宅地計画等	1	—	1
4	材料構法概論	3	2	30	各種構法・材料についての一般概説	7	8	1
5	環境設備概論	3	2	30	建築の居住環境・設備に関する概説	3	4	11
6	建築構法Ⅰ	3	2	30	建築の各部構法に関する設計・計画理論	8	—	1
7	建築構法Ⅱ	3	2	30	建築の構法に関する設計・計画理論	8	—	1
8	建築構造解析Ⅰ	3	2	30	静定構造物の応用解析及び演習	5	—	1
9	建築構造解析Ⅱ	3	2	30	構造部材の力学的挙動の解析	5	—	1
10	建築構造解析Ⅲ	3	2	30	不静定構造物の応用解析及び演習	5	—	1
11	建築構造解析Ⅳ	3	2	30	マトリックス法による建築構造物の応用解析	5	—	1
12	建築振動学	3	2	30	建築構造物の振動特性と地震時挙動理論	5	—	1
13	地震工学特講	3	2	30	地震動性質についての特講	5	—	1
14	建築鉄骨構造	3	2	30	構造計画概要、部材・接合部等設計理論	6	—	1
15	建築鉄骨構造設計	3	2	60	設計法概要、部材・接合部等設計演習	2	—	2
16	鉄筋コンクリート構造	3	2	30	鉄筋コンクリート造の設計理論	6	—	1
17	鉄筋コンクリート構造設計	3	2	60	鉄筋コンクリート造の設計演習	2	—	2
18	建築構造実験	3	2	90	実験による構造物・地盤等の力学的特性の把握	5	—	3
19	地盤工学	3	2	30	構造物基礎の設計及び土の力学的性質	5	6	1
20	建築架構計画	3	2	30	建築構造設計に関する概説	5	—	1
21	建築生産管理	3	2	30	建築物の施工法、施工機械及び施工計画	8	—	1
22	建築材料学Ⅰ	2	2	30	コンクリートの調合・製造・施工・品質管理等	7	—	1
23	建築材料学Ⅱ	2	2	30	石材、ガラス、鋼材、耐火被覆材料等	7	—	1
24	建築材料学Ⅲ	2	2	30	非鉄金属、接着剤、防水材料、木材等	7	—	1
25	建築材料実験	3	2	90	建築材料に係る実験による特性の把握	7	—	3
26	建築防災計画	3	2	30	防煙、避難、耐火、地域防災、防犯計画等	1	—	1
27	建築音環境計画	3	2	30	音に関する理論、室内音響及び騒音防止計	3	—	1
28	建築光環境計画	2	2	30	日照、採光と日射遮蔽、人工照明等	3	—	1
29	建築熱環境計画	2	2	30	熱・空気環境の基本原則と室内気候計画	3	—	1
30						—	—	
31						—	—	
32						—	—	

注1. 必選別欄は、「1=必修科目、2=選択必修科目、3=選択科目」から1つを選んで番号で回答して下さい。

注2. 授業時間欄は、当該授業科目トータルの授業時間数(実時間ではない)をご記入下さい。

注3. 分類欄は、設問用紙P4の「建築専門科目分類表」により、分類番号をご記入下さい。なお、複数の分類項目にまたがる場合は、最大3つまでの番号をご記入下さい。※

※複数の分類にまたがるとして回答された場合、集計上は単位数を均等に振り分けて行います。したがって、複数の分類にまたがる場合でも、どれか1つの分類の内容が大部分を占めるようなケースでは、主な分類1つを記入してください。

注4. 授業形態欄は、「1=講義、2=演習、3=実習・実験、4=講義演習、5=講義実習・実験」から1つを選んで番号で回答して下さい。

注5. 他課程等設置欄は、当該授業科目が他課程(専修学校にあっては他学校、それ以外にあっては他学部)で開講・設置されている場合のみ、チェック「レ」して下さい。

回答用紙Ⅱ-2(設問5)

設 問		内 容		回答欄
設問5	授業内容等	(1) 建築基準法	1) 授業で扱っているか	ハ 1
			2) 取り扱っている場合	ヒ 建築法規
			・ 授業科目名 ・ 必修・選択の別	フ 1
		(2) 建築行政	1) 授業で扱っているか	ヘ 2
			2) 取り扱っている場合	ホ
			・ 授業科目名 ・ 必修・選択の別	マ
		(3) 職能・職業倫理	1) 授業で扱っているか	ミ 1
			2) 取り扱っている場合	ム 建築概論
			・ 授業科目名 ・ 必修・選択の別	メ 3

回答用紙Ⅲ(設問6～8)

設 問		内 容		回答欄
設問6	学校等の各課程における開講科目の指定科目該当確認手続き及びその対応について	(1) 指定科目の基準への該当確認手続きについての対応	対応の可能性	モ 1
			「2. 対応することは難しい」場合の難しい点	ヤ (具体的に記入)
		(2) 指定科目の基準への該当確認手続きに関するご意見等		ユ (具体的に記入)
設問7	受験申込者の学歴要件の確認方法及びその対応について	(1) 卒業証明書・指定科目履修証明書の発行の手續きについての対応	対応の可能性	ヨ 2
			「3. 難しい」場合の難しい点	ラ (具体的に記入)
			「1. 現状で対応可能」又は「2. 多少体制を整えれば可能」の場合の対応窓口	リ ○○学部△△学科教務課
		(2) 卒業証明書・指定科目履修証明書の発行に関するご意見等		ル (具体的に記入)
設問8	その他	自由意見		レ (具体的に記入)

回答用紙Ⅳ(設問9)

設 問		内 容			回答欄
設 問 9	アンケート調査に 回答された貴方について	(1) ご氏名		□	建築太郎
		(2) ご職名		ワ	コース主任教授
		(3) ご連絡先	1) 電話番号	ヲ	012-234-5678
			2) FAX番号	ン	012-234-5679
			3) メールアドレス	あ	kenchiku@daigaku.jp

建築士制度小委員会委員名簿

小委員長	村 上 周 三	慶應義塾大学教授
	青 木 宏 之	(社) 全国中小建築工事業団体連合会会長
	金 子 敏 夫	東京都都市整備局市街地建築部長
	木 原 碩 美	(社) 日本建築構造技術者協会会長
	久 保 哲 夫	東京大学大学院教授
	河 野 進	(社) 日本建築家協会元副会長
	笹 田 巳 由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
	戸 田 晴 久	大阪府住宅まちづくり部長
	服 部 岑 生	(社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長
	藤 本 昌 也	(社) 日本建築士会連合会副会長
	牧 村 功	(社) 建築設備技術者協会会長
	町 井 充	(社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員
	三 栖 邦 博	(社) 日本建築士事務所協会連合会会長
	野 城 智 也	東京大学教授

建築士制度小委員会のスケジュール

4月18日（水）15：30～17：30

○ 第1回小委員会の開催

：検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月25日（金）10：00～12：30

○ 第2回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション
等

6月

7月27日（金）13：30～15：30

○ 第3回小委員会の開催（講習制度に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション
等

8月

9月21日（金）10：00～12：00（予定）

○ 第4回小委員会の開催（講習制度に関して集中的に討議）

：（未定）

10月

11月

○ 第5回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：（未定）

12月

○ 第6回小委員会の開催

：（最終とりまとめの予定）

社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）

4. 建築物の安全性確保のために講ずべき施策

（1）建築士制度の抜本的な見直し

① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考査の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士（仮称）、特定設備建築士（仮称））による構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合性証明を義務付けること。
- ・上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を確認申請書に添付しなければならないこととする。
- ・特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする。

③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。

建築士法等の一部を改正する法律（法律第一一四号）（抄）
講習関連部分 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○建築士定期講習

改 正			現 行	
（定期講習） 第二十二条の二 次の各号に掲げる建築士は、三年以上五年以内に おいて国土交通省令で定める期間ごとに、次条第一項の規定及び 同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五 までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者 （次条において「登録講習機関」という。）が行う当該各号に定 める講習を受けなければならない。 一 一級建築士（第二十三条第一項の建築士事務所に属するもの に限る。） 別表第二(一)の項講習の欄に掲げる講習 二 二級建築士（第二十三条第一項の建築士事務所に属するもの に限る。） 別表第二(二)の項講習の欄に掲げる講習 三 木造建築士（第二十三条第一項の建築士事務所に属するもの に限る。） 別表第二(三)の項講習の欄に掲げる講習 四 構造設計一級建築士 別表第二(四)の項講習の欄に掲げる講習 五 設備設計一級建築士 別表第二(五)の項講習の欄に掲げる講習			（新設）	
定期講習	イ 建築物の 建築に関する 法令に関 する科目	講 師 (1) 大学において行政法学を担当 する教授若しくは准教授の職に あり、又はこれらの職にあつた 者	（新設）	

(三)		(二)		(一)	
定期講習 木造建築士		定期講習 二級建築士			
ロ 木造の建築物（第三	イ 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目	ロ 建築物（第三	イ 建築物の建築に関する法令に関する科目	ロ 設計及び工事監理に関する科目	
(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあ	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(五)		(四)		
設備設計一級建築士定期講習		構造設計一級建築士定期講習		
ロ 設備設計に関する科目	イ 設備関係規定に関する科目	ロ 構造設計に関する科目	イ 構造関係規定に関する科目	条及び第三条の二に規定する建築物を除く。の設計及び工事監理に関する科目
(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

識及び経験を有する者

○構造設計一級建築士、設備設計一級建築士

改 正	現 行
(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等) 第十条の二 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。 一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う講習(別表第一(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士 二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士 2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。 一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習(別表第一(二)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士と 二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士 3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。 4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士(以下それぞれ「構造設計一級建築士」又は「設備設計一級建築士」という。)は、第九条第一項又は前条第一項の	(新設)

規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5| 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

別表第一(第十条の二、第十条の二十二、第十条の二十四関係)

(一)		(二)	
講 習	講 習	設備設計一級建築士講習	構造設計一級建築士講習
科 目	科 目	イ 設備関係 規定に関する科目	イ 構造関係 規定に関する科目
講 師	講 師	ロ 建築物の構造に関する科目	ロ 建築設備に関する科目
(1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者の職にあつた者	(1) 学校教育法による大学(以下「大学」という。)において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者の職にあつた者	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者	(1) 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者
(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

(新設)

目

り、又はこれらの職にあつた者
(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

○管理建築士

改 正	現 行
(建築士事務所の管理) 第二十四条 (略) 2 前項の規定により置かれる建築士事務所を管理する建築士(以下「管理建築士」という。)は、建築士として三年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、第二十六条の五第一項の規定及び同条第二項において準用する第十条の二十三から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下この章において「登録講習機関」という。)が行う別表第三講習の欄に掲げる講習の課程を修了した建築士でなければならない。 3 管理建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。	(建築士事務所の管理) 第二十四条 (略) (新設) 2 前項の建築士事務所を管理する建築士は、その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。 (新設)

別表第三(第二十四条、第二十六条の五関係)

講習	科目	講師
管理建築士講習	イ この法律その他関係法令に関する科目	(1) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

	ロ 建築物の品質確保に関する科目
(1) 管理建築士として三年以上の実務の経験を有する管理建築士 (2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	

○登録講習機関

改 正	現 行
(構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録) 第十条の二十二 第十条の二第一項第一号の登録(第十一条を除き、以下この章において単に「登録」という。)は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、これらの講習の実施に関する事務(以下この章において「講習事務」という。)を行うものとする者の申請により行う。 (欠格条項) 第十条の二十三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 - 一 未成年者 - 二 成年被後見人又は被保佐人 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 - 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 - 五 第十条の三十六第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 - 六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの (登録基準等) 第十条の二十四 国土交通大臣は、登録の申請をした者(第二号において「登録申請者」という。)が次に掲げる基準のすべてに適	(新設) (新設) (新設)

合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事する講習事務を行うものであること。

二 登録申請者が、業として、設計、工事監理、建築物の販売若しくはその代理若しくは媒介又は建築物の建築工事の請負を行う者（以下この号において「建築関連事業者」という。）でなく、かつ、建築関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその総株主（株主総会において決議をすることができない株主を事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の過半数を有するものであること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者又はその役員若しくは職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去二年間に建築関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

三 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録の区分

四 登録講習機関が講習事務を行う事務所の所在地

五 前各号に掲げるもののほか、登録講習機関に関する事項で国土交通省令で定めるもの

(登録の公示等)

第十条の二十五 国土交通大臣は、登録をしたときは、前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

2 登録講習機関は、前条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十条の二十六 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条の二十二から第十条の二十四までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(承継)

第十条の二十七 登録講習機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録講習機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項において同じ。)合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは

(新設)

(新設)

(新設)

分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録講習機関の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第十条の二十三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録講習機関の地位を承継した者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務の実施に係る義務)

第十条の二十八 登録講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

(講習事務規程)

第十条の二十九 登録講習機関は、講習事務に関する規程(以下この章において「講習事務規程」という。)を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習事務規程には、講習事務の実施の方法、講習事務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の三十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされ

(新設)

(新設)

(新設)

ている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第十条の三十一 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、講習事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

第十条の三十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十条の三十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十八

(新設)

(新設)

(新設)

の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第十条の三十四 国土交通大臣は、講習事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し講習事務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(講習事務の休廃止等)

第十条の三十五 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により講習事務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第十条の三十六 国土交通大臣は、登録講習機関が第十条の二十三各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当す

(新設)

(新設)

(新設)

るときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の二十五第二項、第十条の二十七第二項、第十条の三十第一項、第十条の三十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十条の二十九第一項の規定による届出のあつた講習事務規程によらないで講習事務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに第十条の三十第二項各号の請求を拒んだとき。

四 第十条の三十二又は第十条の三十三の規定による命令に違反したとき。

五 講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき、又はその事務に従事する者若しくは法人にあつてはその役員が、講習事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による講習事務の実施)

第十条の三十七 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。

二 第十条の三十五第一項の規定による講習事務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により講習事務の全部又は

(新設)

一部を実施することが困難となつたとき。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により講習事務を行い、又は同項の規定により行つている講習事務を行わないこととしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3| 国土交通大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第十条の三十八 前条第一項の規定により国土交通大臣が行う講習を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

(新設)